

銀行法第 52 条の 61 の 8 第 1 項各号に規定された事項の説明

はじめに

当社は、電子決済等代行業者として、銀行法に基づき、利用者に対して一定の情報を明示する義務があります。本書では、銀行法第 52 条の 61 の 8 第 1 項各号に定められた事項について、顧客企業の皆様に向けてご説明いたします。

1. 商号・名称・住所

当社の正式な商号、所在地は以下の通りです。

- 商号：ジェンパクト株式会社
- 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号

2. 権限に関する事項

当社は電子決済等代行業者として、銀行の代理権を有しておらず、銀行と利用者との契約締結等を代行することはありません。利用者の指示に基づき、振込指図の伝達等を行うのみです。

3. 損害賠償に関する事項

当社の業務に起因して利用者に損害が発生した場合、利用契約に基づき賠償責任を負います。

4. 苦情・相談窓口

利用者からの苦情や相談に対応する窓口は以下の通りです。

- 連絡先：（一覧表を別添）
- 営業時間：平日 10:00～17:00

5. その他内閣府令で定める事項

- 登録番号：関東財務局長（電代）第149号
- 手数料、報酬又は費用：基本無料。追加機能利用時は別途料金が発生します。
- 為替取引の上限額：各銀行等が設定する仕様及び各利用者と各銀行等との間において約定された上限額を限度
- 契約期間・中途解約：利用契約による。
- 識別符号の取得：利用者の同意を得た上で取得。

以 上